

# 開発行為についての手続フロー

【近隣住民等のみなさま用】

近隣住民等

開発者

福知山市

お知らせ板設置

「お知らせ板」は説明会以前に設置されます

開発者から説明会等の案内があります

開発者から説明が行われます

市へ説明報告書を提出

説明報告書は都市・交通課で閲覧できます  
※閲覧する際には、身分証が必要となります

「意見書」を提出する際には、提出の期限があります、ご注意ください

開発者に対して『意見書』を提出できます  
※意見書の提出先は開発者です

紛争が解決しない場合は「あっせん」「調停」制度もあります

近隣住民等に『見解書』を提出

「説明報告書」「意見書」「見解書」は都市・交通課で工事完了まで閲覧できます

条例手続の確認

確認済証の交付

あっせん

開発者から追加説明が行われます  
※説明の時点で、工事業者が決定していない場合

調停

工事着手

工事完了

問合せ 福知山市建設交通部 都市・交通課  
電話(0773)24-7051